

さいたま市の現状

家電リサイクル法対応

さいたま市

市の概要

さいたま市は、埼玉県の南東部に位置する県庁所在地で、古くは中山道の宿場町として発達してきた歴史を持ち、現在は東北・上越など新幹線5路線を始め、JR各線や私鉄線が結節する東日本の交通の要衝となっています。

東京都心から20～30km圏内に位置し恵まれた交通機能が整備されているなか、見沼たんぼを中心とした広大な緑地空間に恵まれていることが特徴です。

多くの自然環境が残されている場所が人目につきにくい場所となり、年間1,000件を超える不法投棄が発生している現状があり、その対応に大変苦慮しているところです。



SAITAMA Criterium
by Le Tour de France

不法投棄件数

(単位 : 件)

家電品目	平成 2 2 年度			平成 2 3 年度			平成 2 4 年度		
	不法投棄	不適物	合計	不法投棄	不適物	合計	不法投棄	不適物	合計
エアコン	8	10	18	6	6	12	4	2	6
テレビ	729	893	1,622	893	1,314	2,207	466	801	1,267
冷蔵庫 及び 冷凍庫	136	90	226	129	106	235	85	78	163
洗濯機	85	51	136	83	60	143	36	50	86
合計	958	1,044	2,002	1,111	1,486	2,597	591	931	1,522

不適物：収集所に出されていたもの

年度により増減はあるものの、断続的には減少傾向にあります。

年度別不法投棄及び不適物に係る推移

(単位：件)

家電品目	平成13年度			平成14年度			平成15年度			平成16年度		
	不法投棄	不適物	計	不法投棄	不適物	計	不法投棄	不適物	計	不法投棄	不適物	計
エアコン	101	272	373	88	182	270	115	238	353	86	178	264
テレビ	286	359	645	414	520	934	417	524	941	541	679	1,220
冷蔵庫及び冷凍庫	130	118	248	192	175	367	300	273	573	290	264	554
洗濯機	143	138	281	228	221	449	218	211	429	259	251	510
計	660	887	1,547	922	1,098	2,020	1,050	1,246	2,296	1,176	1,372	2,548

家電品目	平成17年度			平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	不法投棄	不適物	計	不法投棄	不適物	計	不法投棄	不適物	計	不法投棄	不適物	計
エアコン	58	120	178	27	26	53	14	22	36	17	13	30
テレビ	415	521	936	320	412	732	309	357	666	442	555	997
冷蔵庫及び冷凍庫	320	291	611	250	258	508	193	186	379	223	165	388
洗濯機	250	242	492	156	162	318	126	122	248	111	129	240
計	1,043	1,174	2,217	753	858	1,611	642	687	1,329	793	862	1,655

家電品目	平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度		
	不法投棄	不適物	計	不法投棄	不適物	計	不法投棄	不適物	計	不法投棄	不適物	計
エアコン	5	19	24	8	10	18	6	6	12	4	2	6
テレビ	599	754	1,353	729	893	1,622	893	1,314	2,207	466	801	1,267
冷蔵庫及び冷凍庫	206	164	370	136	90	226	129	106	235	85	78	163
洗濯機	128	88	216	85	51	136	83	60	143	36	50	86
計	938	1,025	1,963	958	1,044	2,002	1,111	1,486	2,597	591	931	1,522

平成16年度までの不適物については、統計データがないため、平成17年度の不法投棄・不適物の割合により算出している。

年度別不法投棄に係るリサイクル数及び額

(単位：個・円)

家電品目	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	リサイクル数	料金								
エアコン	79	295,855	117	438,165	48	179,760	20	65,439	11	31,620
テレビ	284	825,020	289	840,505	312	906,360	285	827,925	395	1,107,675
冷蔵庫及び冷凍庫	313	1,533,700	367	1,798,300	356	1,744,400	260	1,275,039	227	1,061,197
洗濯機	129	334,110	158	409,220	149	385,910	156	404,040	155	406,848
計	805	2,988,685	931	3,486,190	865	3,216,430	721	2,572,443	788	2,607,340
運搬回数・経費	46	1,449,000	52	1,631,700	47	1,480,500	42	1,323,000	41	1,291,500
リサイクル費用		4,437,685		5,117,890		4,696,930		3,895,443		3,898,840

家電品目	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		合計	
	リサイクル数	料金								
エアコン	30	82,350	35	96,075	6	13,320	25	55,500	371	1,258,084
テレビ	559	1,462,755	517	1,416,165	673	1,849,080	460	1,232,310	3,774	10,467,795
冷蔵庫及び冷凍庫	241	1,052,162	152	651,556	193	829,622	130	567,199	2,239	10,513,175
洗濯機	171	451,440	120	318,648	96	255,288	83	220,968	1,217	3,186,472
計	1,001	3,048,707	824	2,482,444	968	2,947,310	698	2,075,977	7,601	25,425,526
運搬回数・経費	48	1,512,000	42	1,323,000	48	1,512,000	38	1,197,000	404	12,719,700
リサイクル費用		4,560,707		3,805,444		4,459,310		3,272,977		38,145,226

不法投棄の現場写真



不法投棄対策

a. 夜間パトロール

- ・365日、夜10時～翌5時（7時間）
- ・車両による巡回パトロール
- ・市内を東西2地区に分けて2班体制



【警備会社のパトロール車両】

b. 監視カメラの設置

- ・不法投棄重点多発地点への監視カメラの設置
- ・年間2～6箇所程度
- ・電気設備会社へ委託



【市内に設置した監視カメラ】

c. 看板の作成と設置

- ・関連機関や市民への配布用看板の作成
- ・不法投棄多発地点で、固定式看板の設置



【配布用看板の例】

d. 啓発品の作成

- ・各種イベント等で配布するための啓発品の作成
（ウェットティッシュやパンフレット等）



【啓発イベントでの様子】

要望事項

リサイクル料金の前払い制度の導入

自動車リサイクル法と同様の前払い方式、あるいは資源有効利用促進法に基づく仕組みのP Cリサイクルと同様に、リサイクル費用を内部化するような制度としていただきたい。

現状のリサイクル料金を廃棄時の負担とすると、真面目に料金を負担することに損をしているという感覚を持つ人があったり、手続きや排出が面倒であったりする為、これが不法投棄や不用品回収業者への引き渡し要因の1つになっていると思われる。

不法投棄された対象品目の回収ルート構築

現在、不法投棄された家電のリサイクル料金等は市が負担して処理しています。不法投棄された廃家電の収集運搬費用及びリサイクル費用自治体負担のない仕組みとしていただきたい。

さいたま市の処理負担

運搬料金 31,500円 / 1回 + リサイクル料金

平成 23 年度 4,459,310円

平成 24 年度 3,272,977円

さらなる対象品目の拡大

有用な資源を含む家電製品、大型及び重量のある家電（電子レンジ・電動マッサージチェア・オイルヒーター）など家電リサイクル法の対象外の廃家電を対象品目に追加指定していただきたい。

引取場所数の拡大

指定引取場所のグループ別の廃止は実現したが、まだ引取場所数は不十分であるので、さらに指定引取場所数を増加していただきたい。

家電製品の不法投棄防止対策の充実

家電製品の不法投棄防止対策にむけ、抜本的な制度構築していただきたい。
市町村のパトロール強化や監視カメラの設置等の、不法投棄の未然防止のための経費に対する支援制度を充実していただきたい。

リサイクル費用の算定根拠の提示

リサイクル費用が何年も改訂されず据え置かれている状態である。
環境配慮設計等が進み製品が改良されればリサイクル費用の縮減が図れるのではないか。

「不法投棄未然防止事業協力」について

積極的な広報が行われず、申請手続きが難しいため、助成金をもらっている市町村も少ない。

さいたま市は、平成26年度分公募に申請しましたが、書類作成において助成相当費用の積算等が煩雑で時間を要しました。

3か年毎の期限付きの制度である。

継続して実施を確保してもらいたい。

この助成金事業は公募期間が前年度の限られた時期に設定され、事業実施期間が短く、収集運搬については3ヵ月分しか出ない。

市町村は毎年予算を計上し、指定引き取り場所に搬入し、全てのリサイクル料金を支払っている。

年間を通じて受付てもらいたい。

さらに、完全品でないリサイクル対象とならない。

部品が抜かれ分解状態の物も対応してもらいたい。

違法な不用品回収業者と資源回収業者

現状で、許可なしで回収している業者がありますが、行為を現場で確認することは現実的に不可能に近い状況にあります。

平成24年3月19日付使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）以降の対応

持ち込み先である資源回収業者（スクラップ業者等）と思われる場所に埼玉県警察の協力を得ながら立入調査を実施しています。

環境省通知により、廃棄物該当性が示されたが、やはり廃棄物認定は困難です。行政指導の範囲であると不適正処理対策として効果が上がらないので、警察への告発、あるいは警察による直接の検挙が実効性があると考えます。

不用品回収業者等が引き取りし、ヤード等へ持ち込めないような制度構築の必要性を感じます。

ヤードでの保管状況

